

会 議 錄

内容承認		公開・ 非公開 の別	〈開催日〉令和7年11月7日(金)	〈傍聴人〉3名
吉田委員長	江種副委員長		〈時間〉10:00~11:40 〈場所〉岸和田市職員会館 2階 小会議室A	〈傍聴室〉岸和田市職員会館 2階 小会議室A
承認	承認	公開	2階 小会議室B (オンラインによる開催)	

〈名称〉令和7年度第1回岸和田市環境影響評価専門委員会

〈出席者〉委員5名中4名 (○は出席、×は欠席) ※50音順

江種	嶋寺	松井	山本	吉田
○	○	○	×	○

(理事者) 環境農林水産部: 寺本部長

(事務局) 環境保全課: 重田課長、北川参事、亀田主幹、前田主任、高崎主任、杉本担当員

〈議題〉

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業に係る環境影響評価について

〈会議内容〉

1. 開会
2. 委員長及び副委員長の選任
吉田委員を委員長に、江種委員を副委員長に選出
3. 案件の概略と本日の資料について

【事務局】

本日の案件は、(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業についてです。令和7年9月5日、忠岡エコサービス株式会社が、(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業に関する環境影響評価方法書を大阪府知事に提出しました。方法書の縦覧につきましては、9月18日から10月17日まで市内8か所の施設で行いました。岸和田市のほか、忠岡町内、泉大津市内でも縦覧が行われました。大阪府には相応の意見が寄せられているとのことですですが、まだ取りまとめが完了しておらず、公表されておりません。

令和7年10月31日に環境の保全の見地から、岸和田市長が大阪府知事へ意見を述べるに当たり、市長から本委員会に対しての質問がなされました。これらの経緯を踏まえ、岸和田市長が方法書に対する意見を大阪府知事に提出するに当たりまして、答申として取りまとめるに向けてご議論をいただきたいというものです。

なお、大阪府知事に対して岸和田市長が意見を提出する期限は令和7年12月15日です。概略については以上でございます。

続いて、本日の資料について説明させていただきます。本日、先に郵送させていただきました方法書と方法書の要約書のほか、5点の資料をご用意させていただいております。適宜画面上で共有させていただきます。資料は今画面にお示しさせていただいております次第のほか、質問書、そして環境影響評価専門委員会の委員名簿、そして専門委員会の規則です。そしてもう1つ、本日ご欠席されて

いる山本委員のご意見、ご指摘についてあらかじめお示しいただいておりまして、これも資料としてご用意させていただいております。説明は以上です。

4. 会議録の作成

会議録の確認について、委員長及び副委員長で行うこととする。

5. 審議

【吉田委員長】

それでは議事に入らせていただきます。次第にあります（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業環境影響評価方法書に関して事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

方法書の概要について説明します。要約書でない正規のほうの冊子を用いてご説明差し上げます。あらかじめ各委員の先生方にはご覧いただいておりますので、要点を絞ってご説明いたします。

まず表紙ですが、事業名称が「（仮称）忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業」となっています。環境影響評価に着手する以前は「（仮称）忠岡町地域エネルギーセンター等整備・運営事業」となっていましたが、「町」の字がなくなっています。

事業者は下段に記載のとおり、忠岡エコサービス株式会社です。

ここに記載はございませんが、事業の実施場所は忠岡町新浜2丁目で、忠岡町の臨海部にある埋立地です。住宅地から約900メートル離れた場所にあります。詳細な位置は別途図面で示されています。

2ページをお願いいたします。上段の事業の目的ですが、災害廃棄物を含む一般廃棄物と産業廃棄物の処理、そして資源循環による循環型社会の実現、そして焼却時の熱エネルギー回収による発電などが掲げられています。発電した電力は事業所内で利用するほか、余剰電力は地域で活用するなどの取組によって、地域循環共生圏の構築についても述べられております。

次に、事業計画策定の経緯ですが、昭和61年に稼働を開始した一般廃棄物の処理施設である忠岡町クリーンセンターが、老朽化によって令和6年3月で運転を終了するという予定でした。そのようなところ、令和3年度から忠岡町によって、現状把握や基本構想の取りまとめ、事業手法の検討や、住民説明会、議会での審議なども進めてこられました。忠岡町議会での議決を受けて、令和5年2月に忠岡町と関係企業3社で公民連携協定が締結されました。同年3月には、この関係企業3社により忠岡エコサービス株式会社が設立されたという経緯でございます。この関係企業3社とは、大栄環境株式会社、有限会社ショウワメンテナンス、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の3社です。

忠岡町クリーンセンターは令和6年3月で運転を終了しており、現在、忠岡町内で発生した一般廃棄物は、忠岡町クリーンセンター跡地に設置しているごみ中継施設を介して、三重県伊賀市の処理施設へ運搬のうえ、処理しております。

5ページをお願いいたします。環境配慮の内容です。環境配慮事項35項目のうち11項目が選定されておりません。選定されていない11項目についてのみ、私からご説明いたします。

まず「1 基本的事項」でございますが、下から3つ目、下流域及び周辺地域での利水への影響に關

しては、水利用がされていないとして選定されておりません。その下、土地の改変や樹木伐採の影響に関しては、大きな土地改変や伐採が行われないとして選定されておりません。

6 ページをお願いいたします。「2 循環」に関しては、全て丸が付いておりまして、選定されております。

「3 生活環境」ですが、7 ページ、表の下から 3 つ目、地下水位の低下や地盤沈下については、地下水採取や地盤沈下につながる行為がないとして選定されておりません。最下段の日照阻害、電波障害、反射光の影響については、周辺地域に影響を及ぼすことがないとして選定されておりません。

8 ページをお願いいたします。「4 自然環境」です。上から 2 つ目、気象、地象、水象への影響はないとして、選定されておりません。その下、地下水脈への影響は地下水採取がないとして選定されておりません。上から 3 つ目と 4 つ目ですが、生態系、重要な生物の生息域、周辺地域との連続性などに関しては、旧クリーンセンター跡地を利用するため、影響がないとして選定されておらず、周辺環境に配慮した緑地の確保に努めるとされております。下から 2 つ目の良好な自然景観については、周辺に影響しうる自然景観がないとして選定されておらず、周辺環境との調和に配慮するとされています。

9 ページをお願いいたします。上から 3 つ目ですが、周辺に環境を及ぼす文化財はないと考えられるとして選定されておりません。

10 ページをお願いいたします。最上段でございますが、洪水と内水氾濫の浸水被害に伴う化学物質の漏洩に関しては、想定最大規模降雨による、河川氾濫の被害想定がないとして選定されておりません。なお、ここでいう想定最大規模の降雨とは、大津川水系で上流域の 24 時間総雨量が 875 ミリ、1 時間の最大雨量が 101.4 ミリ、これが想定最大規模降雨となっています。

次に 13 ページをお願いいたします。事業の実施場所は赤く示された位置でして、黄色と緑の線で示された右側、つまり東側が住宅地に当たります。

14 ページをお願いいたします。処理する廃棄物の種類でございます。焼却を行うエネルギー回収施設と破碎選別を行うリサイクル施設とで、内容が異なっております。詳細は省略させていただきますが、いずれの施設も石綿と水銀使用製品の産業廃棄物は除くとされております。また、焼却を行うエネルギー回収施設では、水銀含有ばいじんを除くとされております。次に施設の規模でございます。1 日当たりの平均処理計画量が焼却を行うエネルギー回収施設で 1 日当たり 200 トン、破碎選別を行うリサイクル施設で 1 日当たり 50 トンとなっています。

16 ページをお願いいたします。焼却を行うエネルギー回収施設の概要です。炉の形式はストーカ炉、発電電力が 4,950 キロワット、稼働時間と日数は 24 時間で年間 300 日の稼働となっております。燃焼温度と滞留時間は 850°C 以上で 2 秒以上、排気筒は高さ 50 メートルで頂部の径が 1.188 メートルとなってございます。排ガス量や温度などの各項目についてはご覧のとおりでございます。

18 ページをお願いいたします。破碎選別を行うリサイクル施設の概要ですが、処理形式は二軸破碎式、処理能力は 1 基 1 日当たり 784.8 トン、平均処理量が 50 トンとなっています。稼働時間と日数ですが、朝 8 時から夕方 17 時までの 9 時間、これを年間 300 日の稼働となっております。

20 ページをお願いいたします。廃棄物処理の運用、つまり収集運搬される場所でございますが、一般廃棄物は忠岡町内、産業廃棄物は主に大阪府域から持ち込まれることが想定されております。説明は以上です。

【吉田委員長】

ご説明ありがとうございました。事務局からの説明につきまして、委員の皆様からご質問等ござりますでしょうか。

(質問なし)

それでは今の説明を基に、本整備事業について、方法書を踏まえて協議しまして、当委員会として意見を取りまとめたいと思います。

ご承知のとおり、方法書は今回の環境影響評価をどのような方法で、どのような調査区域で、評価を行っていくかという評価のやり方について、まず方法書でまとめ、住民、各関係市町村の意見を聞くというものです。これを基に、次の段階である準備書の作成へ移り評価の準備をし、さらにそこでの意見を踏まえて、評価書を作成していくという手続になろうかと思います。今回は最初の段階である、どのようなやり方でするかということについての意見を承る機会とご理解いただければと思います。先ほど冒頭に事務局よりございましたように、協議に当たりましては、基本的に方法書は要約されていない正規のほうを用いたいと思います。あえて要約書の記載事項をお示しになられる場合は、その旨をお申し出ください。

これより順番に意見を述べていただきます。はじめに、本日欠席の山本委員より事前にいただいたいる意見を事務局よりお伝え願います。

【事務局】

山本委員のご意見について資料にまとめてくださっていますので、説明させていただきます。

1番目、方法書の20ページの下から2行目。直接事業計画「地内」とすべきところ、直接事業計画「内内」と誤字があるというご指摘でございます。これについては事務局から先方に指摘を差し上げたいと思います。

2番目、28ページの「(9) 地球温暖化対策」の項目です。発電した電力の余剰分は地元地域で有効利用するとなっていますが、その具体的な内容が検討されているのかというご意見でございます。例えば温水プールを新たに誘致、設置して、そこでエネルギーを消費するという形は、温室効果ガスの削減にならないので、今現在エネルギー需要のあるところに対して、そのエネルギーが使われるようになるのか、またその評価方法などを確認したいというご意見でございます。

3番目、30ページの下から2行目。現行施設の解体前にアスベストの事前調査を実施すると書いてあります。この解体工事の工程表が23ページにあります、現況調査については170ページに記載がありますが、この内容について含める必要があるのか、どのような位置付けであるかというご指摘でございます。

4番目、77ページの「表4-1-42 主な技術上の基準等」のところです。下の注釈に、「※1) 一般廃棄物処理施設のみ」と、「※2) 産業廃棄物処理施設のみ」という書き方がされており、表内に注釈がありますが、そもそも一般廃棄物と産業廃棄物の一体的な処理を計画するこの事業の中で、何をどう適用するのか、この表では読み取りにくいため、表現の工夫が必要ではないかというご指摘でございます。

5番目、181ページです。2点のご指摘ですが、いずれも評価対象範囲、いわゆるバウンダリーについて明確化するとともに、その設定に関する基本的な考え方、妥当性、合理性を説明されるべきというご意見、ご指摘でございます。まず1つ目が「地球環境」についてです。廃棄物運搬車両などの

走行について、受け入れる廃棄物の運搬だけではなく、処理後の残渣の運搬も含まれるのかどうか。もし含まれるのであれば、処理残渣の最終処分過程の温室効果ガスは算定対象外なのかどうか。このあたりを明らかにすべきというご指摘でございます。

6番目、183ページの「地球環境」についてです。建設機械の稼働について、既存施設の解体時のものも含まれるのかということです。もう1つ、下の工事車両の走行の部分については、解体した廃棄物の運搬も含まれるのか、そして新たにつくるときの建設資材の原材料の調達段階、解体時の解体廃棄物の運搬、処理、リサイクル段階の温室効果ガスは算定対象外なのか、この点を明らかにされたいというご指摘でございます。同じページの下から3つ目、廃棄物・発生土の造成等の工事についてということで、27ページの「(7) 廃棄物対策」に、解体時に分別が容易にできるよう配慮した構造を採用する、再生利用が容易な資材を用いると記載されているが、そういった対策の効果も測り取るような予測手法というのはどういったものが検討されているのか、そうでない場合にそういった対応ができるのか、予測できるのか、どのように審査判定するのかというところに疑問を呈されております。

7番目、これはページ数の指定はございません。環境基準や排出規制が、他の項目ですといろいろ設定されていますが、廃棄物の発生量や温室効果ガスの排出量には上限がないので、これらの予測結果を受けて、この事業の是非をどのように判断したらいいのか、現行のシステムとか、この本事業とは違う技術の代替案とか、比較対象などを設定して、削減効果があることを確認するのか、どのような手段を用いるのかということをご指摘しております。

8番目、環境影響評価の対象外ではありますが、この事業については、一般廃棄物と産業廃棄物の一体処理が行われるため、一般廃棄物の排出状況や分別の状況が施設のオペレーションに大きく影響しなくなるのではないかと、それによって廃棄物の発生の抑制や分別の徹底などの市民、町民の行動変容の必要性がフィードバックされにくくなるのではないかという懸念をお示ししています。山本委員からのご意見ご指摘については以上でございます。

【吉田委員長】

ありがとうございました。地球温暖化、廃棄物というご自身の専門の分野を中心に、特に廃棄物に関して、今回の施設の特徴である一般廃棄物と産業廃棄物を混合処理するという処理施設の位置付けからもご指摘をいただきました。

事前にご説明させていただきましたとおり、今回は各委員から方法書に対しての意見を述べいただき、それを一旦集約して答申案をまとめていくことになろうかと思います。今すぐに答申案としてご議論いただくことは難しいので、本日の審議時間内である程度案が集約できる見込みがあれば、一旦持ち帰って事務局で答申案を作成いただき、それを確認させていただくという形で進めていくことになろうかと思います。審議の後に事務局から説明があろうかと思いますが、もし本日議論がまとまなければ、引き続きもう一度審議をさせていただく、あるいは一旦答申案としてまとめていただいたものをご議論いただく場を持ちたいという考え方であります。このような進め方をご理解いただいた上で、まずは忌憚ないご意見をいただければと思いますが、今の山本委員のご意見につきまして、まず法的な確認の点等もあったとは思いますが、答申にまとめていくうえで事務局から何か補足されることはあるまでしょうか。

【事務局】

現行施設の解体前にアスベストの事前調査を実施とあります、解体工事工程表や現況調査を含める必要がない調査であるという位置付けでしょうかという3番の質問に対してですが、こちらの事前調査に関しては、解体工事を着手するまでに終わらせる必要があります。根拠法令である大気汚染防止法に基づいて、ありとあらゆる建築物の解体工事の前には、事前調査というのが法的に義務付けられています。この義務者というのは元請になります。元請が事前調査を行って、発注者に対してアスベストの事前調査の結果を報告し、それに基づいてアスベストの除去などの解体工事を実際に行う工程表を作成するという形になります。今回、公的な施設を解体されるということなので、予算措置等々がございますので、アスベストの事前調査はあらかじめ前倒しされて実施されると考えておりますので、おそらくこの解体工事の工程表よりも以前に実施されると考えております。このあたりは個別に念押しでは確認させていただきます。

続きまして、4番の77ページの「表4-1-42 主な技術上の基準等」に一般廃棄物処理施設のみ、産業廃棄物処理施設のみという注釈がついています。一般廃棄物と産業廃棄物の一体処理を計画する本事業は、この基準をどう適用するのかが読み取れるよう、表現の工夫が必要ではないでしょうかということに関して、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設それぞれに施設基準があります。産業廃棄物に関しては、品目ごとに基準が明示されているので、今回設置される施設につきましては、一般廃棄物処理施設であり、産業廃棄物処理施設であるため、それを全て網羅、全て含まれる基準でないと設置というのは認められないという解釈をしておりますので、このあたりも一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の両方の施設基準を明確に満たすということを表現するように指摘したいと考えております。

【吉田委員長】

ありがとうございました。両方とも確認という意味ではございますが、貴重なご意見かと思います。まずアスベストの件は、今、事務局からのご説明ありましたように、大気汚染防止法に基づいて必ずやらなければいけない手続だと理解しました。そのために23ページの工程表には、解体工事の以前の話であり、またそのアスベストがなければやらないといふことになるので、あえてこの工程表には記されていないものだと思いますが、例えば市町村意見の中でアスベストについてはしっかりと確認を行うということについては、注意喚起ということで、市町村意見として含めることも可能ではないかと思います。

また、4番目にいただいた一般廃棄物と産業廃棄物の法の取扱いの部分ですが、46ページに「4-1-7 環境法令が定める基準等」とあって、この事業実施にあたって、どのような基準が適用の対象となってくるかということであると思うのですが、特に山本委員の意向を踏まえると、今回の施設が特殊で、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理をする、一体的処理をするという施設という背景があります。これまでのアセスメント事業ですと、それが公的な施設、あるいは民間施設のいずれかであり分かりやすいので、特に一般廃棄物と産業廃棄物というような取扱いにおいて、基準等をどう適用するかということを書かなくても分かるかとは思うのですが、この施設の場合は、そういう特殊性がありますので、この両方がしっかりと適用されるということが、どこかに書いておかれるべきではないかということが前提となって、方法書の中にその評価の基準として適用されるべき法律の位置付けというのをしっかりと確認しておくということが、特にこの施設の特殊性に基づいて必要ではないか

というご指摘ではないかと思いますので、そのような趣旨で承りたいと思います。

また、2番目にありました発電施設の電力の余剰分の利用について、温室効果ガスの削減にはつながらないということでしたが、これについてはあくまで評価をする際に、既存のエネルギー需要がない場合に、既存エネルギー需要で熱電の需要があった場合は、それを化石燃料で補っていた場合には、その需要の化石燃料分を代替するということになるので、温室効果ガスの削減につながりますが、新たに設けるという場合には、削減につながらないということから、あくまで評価の考え方として申し上げられたので、決して新しいものを誘致するという行為自体の是非を申し上げたものではないと受け止めております。地域還元等は大事な話かと思いますので、そのことで有効利用するということは事業に付随していても問題ないかと思いますが、その際の評価の留意点を申し上げたと改めて確認をさせていただきました。

私からは以上です。山本委員のご意見について、他の委員の皆様から解釈の仕方やこう受け止めたりいいのではというようなご意見がありましたら承ります。

【松井委員】

ご意見の5番目に、輸送段階等々も含めて、言葉を変えて言うとScope3基準で炭素排出を計算しますかという内容のコメントがありましたが、この評価のバウンダリーというので、非常にご指摘としては大きくて、脱炭素のことを考えると、環境省もやはりScope3基準で評価をして、サプライチェーンで最適化がかかっているか評価してほしいというのはずっと言われていることなので、このご要望が出るというのは至極真っ当なのですけれども、事務局に確認したいのですが、技術指針では多分Scope1の直接燃焼とScope2の電気由来のCO₂までの開示を要求しているという理解でよいでですか。上流側の取引先のCO₂排出量までの開示は、おそらく環境アセスメントの技術指針としては要求されていないと思うのですが、そのあたりを確認させていただきたいです。

【事務局】

今、手元での確認ができません。申し訳ございません。後ほど確認のうえ、回答させていただきます。

(補足)【回答】Scope1の直接燃焼とScope2の電気由来のCO₂のほか、燃料の使用・燃焼等を含みます。なお、温室効果ガスについて把握する範囲(システム境界)を文書上で設定のうえ示し、その考え方を明らかにする必要があります。

【松井委員】

わかりました。ありがとうございます。希望としてはScope3もやっていただきたいですが、要求事項としては書いていないので、このあたりをどうするか、追々考えていく必要があると思いました。

【吉田委員長】

ありがとうございます。貴重なご指摘かと思います。技術指針としてはScope3、つまり間接的な排出の部分は含まれない可能性が高いと思われます。ただ市町村意見としては、環境配慮の観点から

は排出量として評価書の中に計上されないにせよ、環境影響があることは間違いないので、CO₂排出を削減、低減させていくための環境保全対策等が大事だということであれば、そこをしっかりと指摘することは重要だと思います。

【松井委員】

冒頭のご挨拶にもあったように、ニンピー施設としての廃棄物施設というところから地域に愛される施設に変貌していくという中で、特に今回のエネルギーを自己生産して自分たちのために使い、かつ地域に供給して地域循環共生圏を構築するというエネルギー生成の役割も担うとおっしゃっている以上は、特に電力会社等々ですと Scope3 基準まで見るというのが標準なので、そのあたりを少し気をつけて、意図的にチャレンジしていただくのがよいと思いました。

【吉田委員長】

重要な視点かと思います。漏れ落ちのないように、都合のいいところだけを取り出して評価するということがないように気をつけるべきということで、大事なご指摘かと思います。評価書の中でどう取捨選択していくかは今後の議論かと思いますが、基本的に山本委員から提示いただいた内容で、委員の皆様においてほかに問題となるような指摘は特に見当たらなかったと受け止めました。

では各委員一人ずつ意見を述べていただき、一旦その受け止めをしたいと思います。名簿の順番で恐縮ですが、まず江種副委員長から忌憚のないご意見をお伺いできればと思います。

【江種副委員長】

1点目に、29ページ「(3) 土壤汚染対策」の1行目に「「土壤汚染状況調査」の結果を基に」と書いてるので、おそらく土壤汚染対策法のことを念頭に置いているのではと思います。ただ、旧クリーンセンターと書かれていますが焼却処分場ですので、仮に一般廃棄物のみを受け、一般廃棄物のみを処理していたということですが、ダイオキシン類が発生していた可能性は否定できない。最初のほうに、この旧クリーンセンターでもダイオキシン類の対策や設備等の更新工事を行ったと書かれているので、対策はなされていると思いますが、その対策がなされるまでの間に排出されてたという可能性はありますので、焼却処分場の解体撤去、それに伴う土壤汚染を確認するのであれば、ダイオキシン類も対象にする必要があると考えております。

2点目に、方法書の174ページ真ん中ほどの「既存資料調査」の「土壤調査の状況」というところですが、現況調査の手法ということで、町が行った土壤汚染状況調査の結果のことを言っているのだろうと思うのですが、やはり焼却処分場だったということを考えると、ダイオキシン類が発生していて、それが排出されていたという可能性は否定できませんので、これも先ほど申しましたように、しっかりとダイオキシン類に関する土壤汚染の状況調査、現況確認が必要ではないかと思います。ただ、ここは埋立地なので、どれくらい周辺に裸地となっている土壤があるのかよくわからない部分がありますが、裸地があるのであれば、そういうところの土壤汚染の状況の確認が必要ではないかと思います。

3点目に、180ページ「6-2 影響予測」ですが、一番上に「煙突排出ガス」というのがあります。ここで排出される大気汚染物質、それにさらにダイオキシン類を含めてというのがありますが、全部窒素酸化物総量規制マニュアルに基づく拡散モデルです。この窒素酸化物総量規制マニュアルという

のは、インターネットで公開されておらず、内容がよくわからないのですが、通常の解析解を用いた拡散モデルを使っているのではないかと思いますが、今回更新工事を行って、一般廃棄物と産業廃棄物を受け入れて焼却処理するというような焼却処分場の場合には、この煙突からの排出ガスについては、しっかりと予測評価する必要があると考えています。そういった中で、全ての物質を窒素酸化物総量規制マニュアルのモデルを使ってやることの妥当性にちょっと疑問を持っていますので、この予測手法については、その他の物質毎にできるのかというのにはありますけれども、一番懸念されるのが窒素酸化物以外ですとダイオキシン類だと思いますので、一番重要な点だとは思います。それをこの窒素酸化物総量規制マニュアルのモデル1つでやってしまうというのは、もう少し検討する必要があるかと思います。選定理由で煙突排ガスの影響予測に広く用いられている手法を採用するということですが、それで本当に十分なのかということに関して、要検討ではないかと思います。例えば同じように一般廃棄物と産業廃棄物を受け入れることになった焼却処分場で、過去に行われたアセスメントでの予測に、何かこの本に書かれている方法とは違う方法が用いられているのか、そういった方法があるのかどうかといったものを含めて検討する必要があるのではないかと思います。

そして、この方法書ではそこまで書かれていませんが、こういった拡散モデルを使って予測する場合は、単位時間当たりでもいいですが、どれくらいの量が排出されるのか、いわゆる排出源での対象物質の濃度や総量、といったものがほとんど決めてしまします。あとは拡散モデルですから、拡散していくながら周辺へ広がっていくだけなので、濃度が低減していくのは当たり前のモデルです。なので、この排出源から出る汚染物質の濃度であったり、排出量といったものを本当に現実に近いような数値を用いないと、妥当な予測結果にはならないので、こういったモデルを使う場合には、その前提となる排出源の濃度や総量といったもの、それをしっかりと根拠を持って設定するということが重要ですので、そういうことを踏まえたうえで、この拡散モデルを使った予測数値計算をしていただく必要があるというのがもう一点、ここで感じたところです。

次に、同じページの下の「騒音」「振動」のところです。廃棄物の運搬車両に伴う騒音と振動ですが、こういった音響学会提案式を使ってやられることが多いと思いますが、今はもう停止されているのですね。旧クリーンセンターから産業廃棄物も受け入れるようになるということなので、相当運搬車両の数が増えると思いますので、その影響をしっかりと。運搬車両が1日当たりどれくらい通過するのかといった前提条件ですね。入力条件と言ってもよいですが、こういった条件をしっかりと現実にあったものを使って評価していただくと。先ほどの排出ガスのところからも言いましたが、数値計算とかでやる場合には、入力条件次第でどうにでも結果は変わってしまうので、しっかりと妥当な数値を入れて予測計算を行っていただきたい。そのときの一番懸念されるであろう煙突からの排出ガスの予測と、あとは周辺住民の方にも、排出ガスからの影響もそうですが、騒音や振動といったものを代表的に述べさせていただきましたが、数値計算する場合にはその入力条件が非常に重要になってくるので、そのあたりはしっかりと設定してください。

方法書に関しては以上ですが、この委員会で言うべきかどうかわからないのですが、コメントのみにしておきます。情報によると、今回一般廃棄物と産業廃棄物を処理する施設に更新することに関して、地域でいろんな意見が出ているという話を伺いました。この環境アセスメントの委員会では、そういうところを審議する場ではないのですが、やはり昨今の再生可能エネルギーの設置の問題であったり、いろんな環境関連の施設をつくるというときは、地域の同意といったものが非常に重要なと思います。事業者の方にはしっかりと、住民への理解を進める、住民に理解してもらうという取

組も進めながら、この環境アセスメントの手続を進めていく過程および実際につくる、設置することになった場合も含めて、しっかりと地域の方に理解していただくという取組をしていただきたいと思います。私が関わっている別の自治体の環境アセスメントでも、住民説明会で様々な意見が出たり、紛糾したりしているような事例も聞いておりますので、ここではそういうことがないように、しっかりと住民の理解を得ながら進めていただきたいということを、この環境アセスメントの委員会での審議事項ではないとは思いますが、コメントさせていただきます。以上です。

【吉田委員長】

いずれも貴重なご意見です。最後のご意見も実はアセスメントには大事な意見と受け止めました。ダイオキシン類については、委員の専門の領域でもありますし、29ページの土壤汚染対策のところでは、具体的なダイオキシン類の名称等も書いておりませんので、土壤汚染の状況についてダイオキシン類はしっかりと見ておいてくださいという意見は、市町村意見として大事と思っております。排出ガスの件はこの後また嶋寺委員がご専門ですので、それも踏まえていただければと思います。同じように、これも最後の話にもつながってきますが、広く住民の方々がご懸念されるダイオキシン類だということも、しっかりと評価していくうえで、こういった手法が大事ということをきちんと説明していくということが大事というご指摘だと思いました。

排出源からの濃度が基本になるということで、現状に合った条件を設定してくださいということであります。これはすごく大事で、別の言い方をすると、本当にそれが現状、実際のオペレーションの段階でコントロールできるものなのかということも含めて、そういうことができないのに絵に描いた餅的な条件を提示してもそれはよくないということあります。特に一般廃棄物とは違って、由来の異なる産業廃棄物を扱うということで、その際にはきちんと排ガスの排出の前提となる投入される廃棄物の性状について、それを安定的にコントロールできるということがしっかりと対策として、あるいは事業方法としてきちんと担保されたうえで初めてこういう予測が成り立つということですから、非常にそこは大事な指摘だと思います。そのあたりも含めて、住民の方にしっかりと理解していただくよう丁寧な説明が求められると思います。民間施設というだけではなく、公共インフラとしての役割も果たしていくべき施設だということもありますので、しっかりとそのあたりの説明責任は大事だと思っております。冒頭に、事業名称から忠岡町の町が取れたというお話がありましたが、施設としての位置付けは変わらないので、単に民間施設の環境アセスメントとは少し意味合いも異なると思ってるので、より丁寧に住民に対して説明責任を果たす方法書であるべきだというご指摘かと思いました。

嶋寺委員、ご準備が整いましたらご発言お願いします。

【嶋寺委員】

先ほどご紹介いただいたとおり、大気環境の専門ですので、大気環境に関するところで、16ページの焼却施設の概要仕様について。まず1つ目、煙突高さですけども、50メートルで計画ということになっていて、下のほうに和泉エネルギープラザで50メートルで予測を行ったときに問題がなかつたからという説明ですが、ちょっとそれでは説明として乱暴なのかなとは思っています。和泉エネルギープラザとは、焼却する廃棄物であったり、気象の条件であったりと状況の違いはあるでしょうから、もう少し丁寧に説明していただく必要はあると思っています。そのうえで、煙突の高さ次第で

最大着地濃度が変わってきますので、50メートルで決め打ちしてしまっていいのかなというのは少しあります。というのがまず一点です。

関連して、「排ガス濃度」のところですが、この濃度以下ということになっていて、この上限濃度でおそらく安全側を見て、排ガスによる大気汚染の影響を評価をされることになるとは思うのですが、この濃度、廃棄物焼却ですので、必ずしも濃度が安定しなくて、上限設定という形になるとは思うのですが、この上限濃度は火力発電所とかに比べても窒素酸化物の濃度がかなり高いです。この焼却施設の汚染物質の除去性能というのが、他の競合する他の焼却設備であったりに比べて十分に高いとか、最先端と言えるのかというような説明は今後していただく必要があると考えています。特に先ほど問題視されていたダイオキシン類もガイドライン上限の濃度レベルになってると思いますので、現行の設備としてこれが限界なのかということぐらいはきちんと説明していただく必要があると思っています。

【吉田委員長】

冒頭の煙突高さのお話で、決め打ちはだめというのは大事な視点かと思います。併せて排ガス濃度についても言及いただきました。事業者の意向としては、多分安全側で一旦設定をしてということかと思いますが、実際のオペレーションで排ガス濃度というのはぶれてしましますので、方法書に書いてクリアしたから供用時もこの濃度で問題ないということになってもいけないと思います。あくまで濃度というのは変動して不確実ということがありますので、これは予測手法に対しての委員からのご指摘もふまえて、併せて実際排ガス濃度をどこまで低減していくという自主規制的な、事業者自身の目標も含めて、しっかりと説明責任を果たしていただくという保全対策の意味合いも含めて受け止めたいと思います。

では続きまして、松井委員お願いします。

【松井委員】

3点あります、1点目が事業者の方に対する騒音、振動、低周波音関連の要望なのですが、おそらく13ページの「図2-1(2)事業の実施場所(狭域図)」が一番詳細な地図で、対象地とその周辺の建物の関係性が見える図だと思いますが、騒音、振動、低周波を評価するに当たっては、だいたい各建物、特に重要な住宅であったり療養施設であったり、医療施設であったりというところまでの種類と距離を見て、影響がないかというところから丁寧に見ていくことが基本的な評価になると思います。そうすると、この地図だけ見ると、最寄りの施設がどのような種類の建物なのかが見えなくて、39ページの「図4-1-2事業計画地周辺における用途地域の指定状況」の図では、このあたりが第一種住居地域であるといったことは出ているのですが、他のアセスメントの案件ですと、建物レベルでここに病院があるとか、ここに住居があるとかいうことを見る形でそのお示しいただくことが多いので、もしくするならば周辺の住宅がどのあたりにあるなどということが分かる形でお示しいただきたいというのが、1点目の要望です。

2点目、3点目は、事業者へ意見の照会をしたいことですが、184ページの評価で出てきた結果をどのように受け止めて解釈するかというところで、大気、騒音等々が基本的に国と府と忠岡と岸和田周辺等々の計画との整合性から判断するという形で書いていただいているのですが、一番下から2番目の「地球環境」のところに限り、環境基本計画という国の計画と府の計画との整合性についてのチ

エックで、他のその地域の目標がここだけ抜け落ちているのがどういう意図なのかお伺いしたいというのが2点目です。

最後に、生物多様性関係、自然生態系関係ですが、20ページの今後出来上がってくるのであろう施設の図ですが、まだご覧のとおりかなり計画熟度が低い段階で、どのようにこの計画地が、緑化等々がされていくかということについてまだ言及がない状態です。このあたりについてどういうご予定になっているのか伺いたいです。これは169ページで陸域と海洋の生態系は評価の対象外であるとされていて、ネイチャーに対してネガティブな影響もポジティブな影響も評価しないという姿勢が書かれているのですが、大阪府ならびに岸和田市もそうなのですが、生物多様性地域戦略でネイチャーポジティブ、つまりこの施設が存在することによって、ネイチャーに対して良い影響を与えるということをかなり言及される時代になっているので、こういう自然、緑化であり自然生態系に対する取組の姿勢、どういうお考えのもと進められるかということの意見を照会したいというのが3点目です。

【吉田委員長】

1点目の13ページの部分につきましては、住民の方々への説明責任という点からも、特に保全すべき周辺住宅等の具体的な土地利用が見える形でしっかりと情報提示をしていただきたいという大事なご指摘かと思います。

184ページの評価の方針について、特に地球環境について周辺自治体の目標をなぜ記載していないのかということについては私も述べようと思っています。同意します。

緑化の予定も非常に大事なところで、この施設があることで何かプラスの役割を果たすということも、環境保全あるいは地域の方々、住民に納得、理解していただくという姿勢を示すという意味で、施設計画の中に入ってくるのかとは思いますが、ここでも広い意味で評価を行っていく前提条件として、重要な情報という受け止めをしっかりと事業者はしてくださいというメッセージとして、何らかの形で市町村意見の中に盛り込められればと受け止めました。

【松井委員】

特に3点目に関しては、ちょうど先般あった大阪・関西万博でも、大阪の沿岸域をネイチャーポジティブにするという宣言自体を大阪の地域、関西地域から出していることもあります。その沿岸にある施設ですので、ぜひケアしていただければと思います。

【吉田委員長】

ぜひそのネイチャーポジティブの言葉はしっかりと、市町村意見の中に入れるべきかと思います。それでは、重複する部分もあるかと思いますが、私から説明をさせていただきます。参考になればと文書化させていただきましたので、画面共有いたします。各委員とも共通する部分もあります。大きく計画諸元と、環境保全対策と、法の基準の話、評価の話、このあたり他の委員とも被るところがあるので、3点述べさせていただきます。

大前提として、ご存知のとおり方法書というのは、環境影響評価のやり方を示すものでありますので、初めてこの段階で対象事業の目的や内容が示されます。複数の委員からご指摘がありましたように、その事業の目的や内容、計画内容そのものが実は今回の環境影響評価のやり方や、方法の妥当性にもつながってくるので、そういう意味では計画的なことも含めて、単に方法論だけではなくて、住

民に対しての説明責任あるいは妥当性をしっかりと示していくという意味で書かせていただきました。

各委員からもありました、排ガスの話というのは一番キーになると思いまして、煙突高さもそうですが、施設規模についてもしっかりと説明される必要があろうかと思います。当然のことながら、施設規模というのはいろんなものにつながってきます。先ほどご指摘がありました Scope3 の廃棄物の搬送などにも関わってきますし、台数が多いという話にもつながります。まず 200t/日というが、当然ながら、排ガスの拡散効果にも影響してくるので、必要十分な施設規模であるという説明が大事かと思います。これが予測評価の前提になってくると思うのですが、関連するところが 4 ページの下のほうに 200t/日と書かれていますが、それに向かう前段の文脈というのが CCU を将来やつていくために自立運転できないといけないということが書かれていて、それからその次に災害廃棄物の処理へしっかりと民間も対応していく必要があるという、地域に対して便益を及ぼす施設という積極的位置付けが書いてあります。個々の記述は問題ないのですが、だから 200t/日なのですという言い方をされている部分が非常に短絡的、定性的、抽象的で、論理的に整合が取れていないと思われます。細かいところで言うと、例えば一般に知られるところでは、CCU を導入する場合には、せめて 300t/日は必要だということが言われている中で、CCU という文言を出しながら 200t/日というのが、木に竹を接いでいるような文章になっているという印象を受けますので、準備書に当たる段階では、再度施設の規模に対してしっかりと明示いただきたいというのが 1 点です。

それから、煙突高さは意見がかぶりますので、全面的に他の委員のご意見と同じ、乱暴だという意見です。特に和泉エネルギープラザは標高が高い土地にあるのに対して、忠岡町地域エネルギーセンターは海拔の低い低地なので、拡散効果は得にくいのではないかと思われます。そのためダウンウォッシュのようなことも場合によっては起こりうるのではないかということも考えられるので、そういう立地条件をしっかりと踏まえる必要があるということです。

それから、もう一つ別の観点で、立地条件もそうなのですが、あくまで公民連携協定に基づいて、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処理する施設なので、公共インフラという性格が強いという受け止めをしています。そういう意味でも和泉エネルギープラザとは違って、より公共施設として、公共財として住民の便益が得られるために、公共施設というのは、コストよりも、環境配慮なり住民の便益が重視されるということが大事かと思いますので、十分に住民の理解を得るための煙突高さの設定が必要かと思います。なおかつ、これは安全側で予測するための設定と言われないように注意が必要です。50 メートルと方法書で提示して予測をクリアしたのだから、実際も 50 メートルというふうになってしまふと、それは方法書の意図が変わってしまいますので、しっかりと実際に計画される適切な煙突高さを位置付けていただきたいと思います。場合によっては煙突高さを変えていくと調査対象地域にも影響する可能性もあるかと思います。

運行計画のところは、これも計画諸元ですが、他の委員の指摘と同じです。大型車は全て高速道路を通過すると計画されています。ですが、果たしてそれはコントローラブルなのでしょうか。現実的なものか、現実にあったものなのかということ、しっかりと担保される、管理されるということが重要です。あるいは何らかの理由で高速道路が利用できない場合もあるうかと思いますので、記載された運転条件が実際に担保されることが、方法書の予測評価のベースになろうかと思います。

環境保全対策に移ります。これは他の委員の指摘部分と被ります。産業廃棄物の性状は安定しないので、予測の前提として上限値を与えていたのだと思いますけれども、そうであるにしても、安定的

な排ガス濃度を確保するためには、搬入される側で投入する段階での産業廃棄物の性状の安定化をしつかり図っていくことが前提になって、初めてそれが現実的な排ガス濃度の設定であるということにつながると思いますので、このあたりの記載を求めてみたいと思います。

それから、焼却灰は本来一般廃棄物由来であれば海路で近くで処分できていたのが、産業廃棄物との混合処理に伴って遠方へ運ばないといけなくなっているという事実も含めて、丁寧な環境保全対策が必要かと思います。

それから、災害について、影響項目として挙げていただいているのですが、施設計画地は津波浸水区域には入っていたと思います。特に機器などは津波対策が施されると思うのですが、貯留ピットなどでは一般廃棄物だけでなく産業廃棄物を溜めることになります。そこに津波が来て、浸水して流出するようなことは大丈夫なのか。貯留ピットも含めた対応が大事だと思いました。さらに法令基準のところで、岸和田市も泉大津市と同様にゼロカーボンシティ宣言をしているので、地球温暖化対策実行計画だけではなくて、ゼロカーボンシティ宣言についても示してくださいということです。

それから評価の指針のところ。各自治体の温暖化対策実行計画が反映されていないということについては、意図がわからないです。冒頭、他の委員からも言及がありました。やはりこの施設の位置付けをしっかりと、少しでもポジティブにご理解いただくためには、やはりもっと産業廃棄物を混合処理するということが、経営上の視点だけではなくて、資源循環ですとか、あるいは他の委員からも懸念がありました、大きい廃棄物処理施設が来てしまうことで、一般廃棄物のリサイクル率向上というような廃棄物減量だとか、そういう方向にマイナスの影響が及ぶのではないかという点については、アセスメントの範囲外であろうかと思うのですが、そういうこともご懸念されていたことは大事かと思いますので、この施設のもっとポジティブな位置付け、それは先ほどのネイチャーポジティブの話もあろうかと思います。私はうまく表現できなかったのですが、他の委員より丁寧にご説明をいただきましたので、ぜひそのプラスの部分でのしっかりと計画をさらに吟味いただきたい、それを方法書なり影響評価の前提として、これから環境影響評価として示していただきたい。それが公共インフラ的な意味合いをもつ施設を計画する事業者のスタンスでもありますし、そういうことも含めてトータルで周辺自治体や住民の方は判断、受け止めをするかと思います。方法書の範囲外ではあるかもしれないんですけど、大事な話ではないかという指摘をさせていただきました。

皆様から非常にポイントを絞ってコンパクトにご説明をいただきましたので、取りまとめのきっかけを与えていただけたかと思います。改めて前提条件をもう少しきちんとやっていただくことが必要であると。その前提として、やっぱり公共インフラ的な意味合いを兼ね備えるということはしつかりと述べたいと思いますし、またその計画の前提となっている国全体の計画あるいは府の計画について、先ほどネイチャーポジティブの話もありましたし、ゼロカーボンシティの話もありますし、地域全体がそういう方向に進んでいく中での施設計画の位置付けをしっかりと改めて踏まえていただきたいというのは前提に置くべきかと思います。加えて、やはり公共インフラの意味合いが強いほど住民への説明責任、やはりコストよりもしっかりとした住民への不安の解消だとか、理解をいただくということは、当然、施設に対しては必要な機会かと思いますので、しっかりとそのあたりを方法書の中に反映いただきたいという意図ではないかと思います。

各委員からご説明をいただきました。改めて意見を付け加えるあるいは強調されるようなことがありましたらお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、委員からのご意見は尽くされたかと思いますので、これは委員会としての意見として、具体的には答申書として取りまとめていく必要があるかと思います。一旦事務局でこれまでの議論を書面に整理してご提示をいただければと思います。そのうえで、書面に提示して、持ち回りあるいはメール審議等でご確認いただくという、この確認のプロセスはどのような原案をお持ちでしょうか。事務局からご提示いただけたらと思います。

【事務局】

まずこの書類としてまとめさせていただきますが、ご審議自体はここまで、もう十分ご意見を寄せていただいたかと思っております。この専門委員会とは別に、事務的な手続として、事務局が作成したものをメールで共有し、それにご指摘をいただきながら、何度かのキャッチボールで答申書が出来上がればいいのではないかというのが1つ目の案です。

一堂に集まって調整したほうがいいということであれば、予備日を設けておりますので、その日を活用することも可能なのですが、少し先の日になりますので、それを含めてメール審議のうえ、最終確認をオンライン会議等、何らかの形でするかどうかというところをご判断いただければと思います。

【吉田委員長】

委員の皆様、いかがでしょうか。今日各委員のご意見を承った印象としては、方向性は皆様同じ方向を向いているように思いますので、個別のご指摘という是有るにせよ、答申としてはあえて集まって調整をするというよりは、一旦原案を事務局からご提示をいただいて、それに個別にご意見を頂戴してというキャッチボールするという1つ目の案がいいように思うのですが。各委員の方々もお忙しいと思いますし、なおかつ方向性もそれほど大きくずれてはいないと思いますので、メール審議でどうかと思いますが、ご異論ございませんでしょうか。

特にご異論はないようですので、まずは今日のご意見をもう一度丁寧にしっかりと受け止めまして、事務局として答申の原案をご提示いただければと思います。まずは議論を書面に整理するというのが第1段階、その次にその事実確認を基に答申の原案をご提示いただくのが次の段階。そこでご意見をキャッチボールしながら進めていくということで、最終的に12月15日が提出期限ということですので、余裕を持って、答申作成に向けて進めさせていただければと思っております。ありがとうございました。

それでは、本日の議事につきましては、これで尽くされたと思いますので、私からは本日の議事を終了して、進行を事務局にお返しさせていただきます。各委員には本当に丁寧な、またポイントついた非常に重要なご指摘を賜りましたことを改めてお礼を申し上げます。ご協力ありがとうございました。それでは事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】

これをもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

6. 閉会

以上